

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動が見られた場合、2年目以降の契約金額について変更の協議を行うことができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定められておりです。

※本制度の詳細については、野々市市ホームページ

<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/4/64715.html>

「複数年にわたる委託契約へのスライド条項の適用について」をご覧ください。